

**加盟旅行者・宿泊施設 同意書**  
あいち旅eマネーキャンペーン事務局加盟店登録にあたり、  
以下の事項について同意します。

**1. あいち旅eマネーキャンペーン事務局加盟店登録**

- (1) 本要領を遵守すること。
- (2) 愛知県が指定する内容により宿泊実績等を管理すること。
- (3) 商品の販売に際しては、本事業が国の補助事業を受けて実施していることを明らかにするとともに、対象商品の本来の価格と支援金の交付に関する内容を明示し、支援金の交付に関する内容について助成があることを消費者が明確に認知できるようにすること。
- (4) 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。
- (5) 宿泊施設においては、愛知県で独自に運用している「新型コロナウイルス感染防止対策を実施する「安全・安心宣言 施設」登録要領」に基づく「安全・安心宣言施設」の登録を必ず行い、感染予防策を徹底及び実施している旨をホームページやフロントでの掲示等で対外的に公表すること。
- (6) 宿泊施設においては、チェックインに際しては直接の対面を避けるなど、感染予防策を講じた上で旅行者全員に検温と本人確認を実施すること。
- (7) 宿泊施設においては、旅行者に検温等の体調チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、週末も含め、宿泊施設近隣の医療機関や受診・相談センターの指示を仰ぎ、適切な対応をとること。
- (8) 従業員に新型コロナウイルス陽性者が出た場合や、宿泊施設を利用した旅行者等に陽性者が出たことを把握した場合においては、その状況について、遅滞なく、事務局に報告すること。
- (9) 本事業を積極的に広報すること。
- (10) 旅行者が対象商品を利用するに際しては、旅行者の居住地確認を必ず行うこと。
- (11) 対象商品の販売に際しては、取引先等の関係者への優先販売を禁止すること。
- (12) 事務局が求める報告に対して協力すること。
- (13) 事務局が必要に応じて報告や立入等の調査を求めた場合には、これに協力すること。
- (14) 支援金に関するポイントの不正な付与や、旅行者に不正を促すこと等により取扱施設又は旅行者が不正に利益を得た疑いがあると愛知県が認めた場合、調査が完了するまでの間、当該施設における支援金に関するポイント付与等、本キャンペーンへの参画が停止となることに同意すること。また、取扱施設又は旅行者が不正に利益を得た場合、当該施設は、付与したポイントに相当する金額について一切の責任を負い、事務局へ当該金額を返還するとともに、法人名等の公表に応じること。また、

不正等の内容について所轄警察署に被害届を提出すること。

## 2. 参画資格

### (1) 旅行業者

- ① 旅行業者等（第1種旅行業、第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業、旅行業者代理業、観光圏内限定旅行業者代理業、住宅宿泊仲介業の登録等をしている者）であること。
- ② 愛知県で独自に運用している「新型コロナウイルス感染防止対策を実施する「安全・安心宣言 施設」登録要領」に基づく「安全・安心宣言施設」の登録していること。
- ③ 旅行申込を完了した本キャンペーン登録希望者の、代理登録が可能であること。
- ④ あいち旅eマネーキャンペーン事務局取扱マニュアルの内容を遵守すること。

### (2) 宿泊施設

- ① 旅館業法におけるホテル営業・旅館営業・簡易宿泊所営業の許可を得た施設であり、かつフロント・帳場を常設し、本キャンペーンに必要となるQRコードのスキュンならびに宿泊施設管理者ページへの情報登録ができるフロントスタッフがいること
- ② 愛知県で独自に運用している「新型コロナウイルス感染防止対策を実施する「安全・安心宣言 施設」登録要領」に基づく「安全・安心宣言施設」の登録していること。
- ③ 旅行ポイント付与に必要となるQRコードのスキュンに関して、カメラ機能を有するスマートフォン、タブレット端末あるいはそれに類する機材を準備し、インターネット環境を通じて、キャンペーンに必要な情報を登録できる環境を準備すること
- ④ あいち旅eマネーキャンペーン事務局取扱マニュアルの内容を遵守すること

## 3. 行政への協力にむけた表明・確約

- (1) あいち旅eマネーキャンペーン期間中に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第9項に基づく協力の要請があった場合には、それに従います。また、同法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があった場合には、それに従います。
- (2) あいち旅eマネーキャンペーン期間中に、従業員から新型コロナウイルスの陽性者が発生したことを把握した場合、宿泊施設においては施設利用者に新型コロナウイルスの陽性者が発生したことを把握した場合には、速やかに保健所に報告します。
- (3) 愛知県庁が事前通告なしに行う訪問調査に協力します。
- (4) 登録の際に提供した情報及び、あいち旅eマネーキャンペーンの対象施設となった場合はその旨を、あいち旅eマネーキャンペーン事務局に提供することに同意します。

## 4. 不正取引防止にむけた表明・確約

- (1) 参加登録資格の偽装、虚偽報告はなく、かつ実態のない店舗ではありません。
- (2) あいちeマネーポイント還元の利用した自己取引、架空取引、虚偽報告は行いま

せん。

- (3) あいち e マネーポイント還元申請・登録に関する偽造・悪用・濫用はいたしません。
- (4) あいち e マネーポイント還元に必要な加盟店 ID 等の情報等を第三者に売買、譲渡、開示することはいたしません。
- (5) (1)～(4) などの不正取引等の疑いがあると愛知県が認めた場合、事務局の指示により、調査が完了するまでの間、当該施設におけるポイント付与等、本キャンペーンへの参画が停止となることに同意します。また、登録施設又は旅行者が不正に利益を得た場合、当該施設は付与したポイントに相当する金額について一切の責任を負い、事務局へ当該金額を補填して支払うとともに、法人名等の公表に応じます。また、不正等の内容について愛知県が所轄警察署に被害届を提出することに同意します。
- (6) 不正取引による損失に対して、愛知県及び事務局は責を負わないことに同意します。

## 5. 反社会的勢力ではないことの表明・確約

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではありません。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていません。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していません。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていません。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していません。
- (6) 暴力団でなくなった日から5年を経過しない者ではありません。

## 6. 賠償責任

本事業の実施に際し、事務局、愛知県又は第三者に損害が生じた場合は、直接的な損害であるか間接的な損害であるかを問わず、当該損害（紛争解決に要した弁護士費用及び人件費を含む。）についての賠償責任を負うことに同意します。

## 7. 参加登録の取消

本要領・取扱マニュアル等の遵守に係る不備について、所在する地方公共団体又はあいち旅

e マネーキャンペーン事務局の指摘に適切に対応しない場合や本誓約書の誓約内容に違反や虚偽があった場合、あいち旅 e マネーキャンペーン事務局により参加登録が取り消されることに同意します。